

令和元年第9回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月27日(金)
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 西海橋物産館 魚魚の宿
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 (18人)
会 長 1番 岩崎信一郎
会長代理 2番 太田 尚臣
委 員 3番 白石 幸憲 4番 山崎 友好 5番 松崎 常俊
6番 志田 邦彦 7番 岸本 六郎 8番 知念 近海
9番 高口 和子 10番 大串 康明 11番 岡 修治
12番 松尾 均 13番 福田 務 15番 朝長 久夫
16番 辻尾 政幸 17番 山下 裕史 18番 水嶋 政明
19番 三枝 政人
5. 欠席委員(1人) 14番 田中 初治
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請
について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳
8. 会議の概要
事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第9回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、6番：志田委員、7番：岸本委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁となります。説明に入ります。物件は大瀬戸町多以良内郷字踊瀬の畑・計2筆・1,116㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、「果樹（みかん）の栽培を行なう。（譲り渡し人の希望により購入するもの）所有権移転」となっています。権利種別は「所有権移転 売買」となっています。財産の処分を検討している土地の所有者と規模拡大を検討している譲り受け人の合意が整い、今回の申請にいたったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅を中心に半径50m以内のところあり、徒歩で約1分以内の位置に存在している状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

15番 先日現地を確認に行っていました。譲り受け人は、以前に同じ譲り渡し人から水田を譲り受けたこともあって、精力的に頑張っておられます。譲り渡し人は、定年退職後に体調を崩し、また今まで農業をし

たことがなく、譲り渡したいということを聞いております。先ほど説明がありましたが、対象地は譲り受け人の家の近くにあり、みかんを作りたいとのことですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

議 長 　　ただ今議案第 38 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　次に、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　「2 番」について説明いたします。資料は 8 頁となります。物件は西海町七釜郷字中赤ハゲの畑・計 1 筆・30 m²の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、「許可後、直ちに、持分 30 分の 1 すべての所有権移転を行なう。」となっています。権利種別は「所有権移転 贈与」となっています。持分で所有している土地の持分を譲り受け人へ贈与による権利移転をおこなう申請手続と聞いております。

農地法第 3 条第 2 項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は 9 頁から 13 頁までで、9 頁に位置図、10 頁に付近状況図、11 頁に現況写真、12 頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。13 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約 1 k m のところあり、車で約 5 分位の位置に存在している状況です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番 先日、譲り受け人と現地を見に行きました。ここは、他の人の土地に囲まれていて、広さは 30 m²ぐらいで、見てのとおり畑以外に利用しづらい状況です。現在、持分を全て自分に集めるように手続きを進めている段階で、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 38 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第 39 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 39 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 14 頁になります。所在が西彼町小迎郷字野中ノ辻の畑・計 1 筆・1,868 m²で利用状況は果樹園（みかん畑）となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は接道や立地条件の良い申請地を利用して長屋住宅経営を行ないたいため、となっています。

添付資料は、15 頁から 23 頁までで、15 頁に位置図、16 頁に付近状況図、17 頁に現況写真、18 頁に字図、19 頁に航空写真を添付しています。20 頁に被害防除計画書、21 頁に土地利用計画図、22 頁に平面図、23 頁に立面図を添付しています。木造 2 階建て長屋 354.46 m²（建築面積・1 F・2 F も同じ 177.23 m²）を 3 棟の長屋と駐輪場 2 箇所 10.56 m²を建築、駐車場 35 台、733.32 m²を整備する計画となっています。20 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 0.93m、最低 0.0m。被害防除措置として擁壁を設ける。防護柵を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、申請地の外周を防護柵等で囲むため土砂流出等の被害のおそれはありません。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼすおそれを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する 7.592m 程度、

被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、申請地の北・東側は宅地、南側は公衆用道路、西側は里道であるため近傍農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れはありません。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は、下水道処理を予定しています。工期は許可日から令和2年3月31日を予定しています。農地区分について、申請地は市道や里道及び宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 先日、地区担当推進委員さんと現地を確認した後に、申請人と面会しました。現在みかんを植えているんですが、高齢で子供も勤めに出ており、だんだん農業を縮小したいとのことでした。そこで、アパート経営をしたいということで今回の申請に至ったようです。申請地の北側にみかん畑がありますが、日照や通風、排水などについて、あまり影響はないだろうと見てきました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第39号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については許可相当といたします。

議 長 次に議案第40号「農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について」の1番についてと、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、関連がありますので併せて事務局より説明を求めます。

事務局 議案第40号 農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について「1番」を説明いたします。資料は24頁になります。土地の所在が西海町横瀬郷字桑ノ木原の畑・計1筆・2,383㎡で利用状況は畑となっています。申請地の地番・地目・地籍・当初計画者（譲り渡し

人)、継承者(譲り受け人)に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は「許可に基づき、所有権移転を行い用地造成を行ったが、申請事業途中で、申請人の夫が死亡したことも影響し、事業が中断した。現在は農地として利用されている。この度財産処分を行なうにあたり、検討をおこなったところ、継承者が太陽光発電を申し出たため、必要となる手続きを確認し、変更承認申請手続きを行う。」となっています。変更の内容は「事業内容」と「工期」で変更の理由は議案書記載のとおりです。本件は平成元年12月22日付け農地法第5条の許可を受けていましたが、許可申請どおりの転用が完了されない状態で現在に至っています。許可自体を取下げ、元の所有者へ土地の返還を行なう許可取下げ、当初計画者が計画変更を行なう変更申請、当初計画者以外が計画変更を行う計画変更承認申請手続きのどれかを行う必要があり、継承者による計画変更承認申請を行なう次第となりました。

関連することから、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は25頁になります。土地の所在が西海町横瀬郷字桑ノ木原の畑・計1筆・2,383㎡で利用状況は畑となっています。申請地の地番・地目・地籍・譲り渡し人、譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は議案書記載のとおりで譲り渡し人から土地の有効活用について相談があり、太陽光発電による事業を計画した。となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。太陽光パネル288枚、発電規模95.04キロワットの太陽光発電施設設備を予定しています。添付資料は、26頁から34頁までで、26頁に位置図、27頁に付近状況図、28頁に現況写真、29頁に字図、30頁に航空写真を添付しています。31頁に被害防除計画書、32頁に配置図・排水計画図、33頁に架台図、34頁に流量計算書を添付しています。31頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容または被害の恐れがない理由として、現状のまま利用するため、周辺耕作には影響がないものとする。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、隣接農地は申請地より高台にあり、日照、通風、耕作等に影響を与えないと考えられる。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、発生しないとなっています。工期は許可日から令和元年12月末までを予定しています。農地区分について、申請地は公衆用道路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。計画変更承認申請の承認関係と、農地法第5条の許可申請の承認関係、両面での審議をお願いします。事務局からの説明は以上です。

議長

それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

16番 現地は、今年の春先まで耕作されていましたが、太陽光発電設備を設置したいとのことで、所有者から耕作者に連絡がありました。以前は、テニスコートにするという計画でしたが、譲り受け人の旦那さんが亡くなり、財産処分を行うにあたって検討した結果、太陽光発電設備の設置ということになったようです。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第40号の1番と41号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第40号「農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請について」の1番及び議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については許可相当といたします。

議 長 次に議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について事務局より説明を求めます。

事務局 「2番」を説明いたします。資料は35頁になります。所在が西彼町亀浦郷字後田の畑・計1筆・492㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は分家住宅を新築する。となっています。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。木造2階建の住宅187.57㎡、1F・111.39㎡、2F76.18㎡の敷地面積138.08㎡を新築する内容となっています。添付資料は、36頁から44頁までで、36頁に位置図、37頁に付近状況図、38頁に現況写真、39頁に字図、40頁に航空写真を添付しています。41頁に被害防除計画書、42頁に土地利用計画、43頁に平面図、44頁に立面図を添付しています。41頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、盛土・切土は行わずそのまま利用するため被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置として、緑地、緩衝地を設ける幅約1.5m程度。建物の高さを加減する。高さ7.5m程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れのない理

由として、隣地農地との間に約 1.5m の緩衝地を設け、建物の高さを 7.5m に抑えることで日照や通風に影響を及ぼさない様にする。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、下水道処理 となっています。工期は許可後着工から令和 2 年 2 月 28 日までを予定しています。本件は 31 年 2 月の総会で西海農業振興地域から除外申請した案件となります。農地区分について、申請地は公衆用道路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

19 番 先日、現地を見てきました。申請地は、2 月の総会の折に分家住宅を新築するというので、農振地域から除外した土地になります。子供に土地を譲り渡して家を建てるということです。草がきれいに刈ってありました。一方を海に、反対側は道路に挟まれていて、上のほうにはアスパラガスのハウスが何棟かあるのですが、一段上になっていて 20～30m ほど離れています。通風や日照など問題はないと思います。許可が下り次第、建築に取り掛かりたいとのことでしたので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 41 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございましたか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については許可相当といたします。

議 長 次に議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番について事務局より説明を求めます。

事務局 「3 番」を説明いたします。資料は 45 頁になります。所在が西彼町小迎郷字瀬戸坊頭の畑・計 1 筆・271 m²で利用状況は不作付けとなっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。ここで資料の追加をお願いします。申請地の

現況写真について添付漏れでした。詳細につきましては本日配布資料47-1を参照下さい。説明にもどります。申請理由は貸家に居住中で、家族が増え手狭なために、申請地に住宅を建築する.と.な.っ.て.い.ま.す.。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造平家建の住宅94.40㎡を新築する内容となっています。添付資料は、46頁から53頁までで、46頁に位置図、47頁に付近状況図、本日配布資料の現況写真、48頁に字図、49頁に航空写真を添付しています。50頁に被害防除計画書、51頁に土地利用計画、平面図、52頁に立面図、53頁に現況平面図、断面図を添付しています。50頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高2m、最低0.5m。被害防除措置として、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は被害の発生の恐れがない理由として、土留め工事を行うために、周囲に土砂の流出がない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響を及ぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する。高さ6.38m程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れのない理由として、建物の高さを加減することにより、農地に日照を確保できる。排水溝を設けることにより、排出の流出を避けることができる。排水計画ですが、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は許可後着工から令和2年2月28日までを予定しています。申請地は通路や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 先日、地区担当の推進委員さんと譲り渡し人と現地を確認して来ました。申請者は、近くの集合住宅にお住まいで、家族が増えて手狭なため、住宅を建てるのに土地を探していたということです。被害防除につきましては、ここに書いてありますけど、周囲は荒地だとか、下のほうにはデコポンの栽培されているところが少しありますが、あまり影響があるようなところではないようです。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただ今議案第41号の3番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 41 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 3 番については許可相当といたします。

議 長

次に議案第 42 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料 54 頁・55 頁・56 頁をお願いします。議案第 42 号 非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は 45 筆・35,008 ㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申請者の方は 9 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。

説明に入ります。物件 1 番から 8 番の 8 筆は大瀬戸町瀬戸檜浦郷の物件で、資料は 57 頁から 64 頁です。申請者は大瀬戸町瀬戸檜浦郷にお住まいの方で、相続物件となります。

57 頁に位置図、58 頁に付近近況図、59 頁・60 頁に対象地の現況写真、61 頁・67 頁に字図、63 頁・64 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林・原野化しており、7 番は現地到達不可能で、現場及び航空写真を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 9 番から 22 番の 14 筆は西彼町亀浦郷・中山郷の物件で、資料は 65 頁から 83 頁です。申請者は西彼町亀浦郷にお住まいの方で一部に相続物件が含まれています。

65 頁に位置図、66 頁から 69 頁に付近近況図、70 頁から 73 頁に対象地の現況写真、74 頁から 78 頁に字図、79 頁から 83 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り原野化・山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 23 番から 34 番の 12 筆は大瀬戸町雪浦河通郷の物件で、資料は 84 頁から 92 頁です。申請者は長崎市戸町 1 丁目にお住まいの方で大瀬戸町雪浦河通郷出身の方となります。

84 頁に位置図、85 頁に付近近況図、86 頁から 88 頁に対象地の現況写真、89 頁・90 頁に字図、91 頁・92 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化・山林化し

ており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 35 番は大島町の物件で、資料は 93 頁から 97 頁です。申請者は大島町にお住まいの方で相続物件となります。

93 頁に位置図、94 頁に付近近況図、95 頁に対象地の現況写真、96 頁に字図、97 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 36 番は大瀬戸町多以良内郷の物件で、資料は 98 頁から 102 頁です。申請者は大瀬戸町松島多以良内郷にお住まいの方です。

98 頁に位置図、99 頁に付近近況図、100 頁に対象地の現況写真、101 頁に字図、102 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 37 番は西海町横瀬郷の物件で、資料は 103 頁から 107 頁です。申請者は西海町横瀬郷にお住まいの方です。

103 頁に位置図、104 頁に付近近況図、105 頁に対象地の現況写真、106 頁に字図、107 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 38 番から 42 番の 5 筆は西海町太田和郷の物件で、資料は 108 頁から 118 頁です。申請者は西海町太田和郷にお住まいの方です。

108 頁に位置図、109 頁・110 頁に付近近況図、111 頁・112 頁に対象地の現況写真、113 頁から 115 頁に字図、116 頁から 118 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 43 番・44 番は西彼町大串郷の物件で、資料は 119 頁から 123 頁です。申請者は岡山県倉敷市にお住まいの方で、西彼町大串郷に縁のある方です。

119 頁に位置図、120 頁に付近近況図、121 頁に対象地の現況写真、122 頁に字図、123 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 45 番は西彼町大串郷の物件で、資料は 119 頁から 123 頁です。

申請者は埼玉県上尾市にお住まいの方で、西彼町大串郷に縁のある方で相続物件です。

119 頁に位置図、120 頁に付近近況図、121 頁に対象地の現況写真、122 頁に字図、123 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

7 番 所有者の方は、若いときは野菜を作って直売所に出荷したりして一生懸命農業をしておられました。高齢に伴って、最近5～6年はもう全然耕作してないような状況です。対象地1番から8番は、もう雑木が茂り、また隣接する畑も荒れ放題になっている状況です。非農地の対象とすることに問題はないと思います。よろしくお願いします。

19番 9番から22番ですが、所有者は来れないとのことで、お母さんと会って話をして来ました。地図を見ると、あっちこっち飛び地になっているのが分かります。このような状態だから、買ってくれる人もいません。そして、何十年もほったらかしの状態で、荒地になってしまいました。今は、本人さんとお母さんの二人で暮らしています。今後、この飛び地を農地として耕作することはないだろうということで、非農地として問題ないと思います。よろしくお願いします。

3 番 対象地23番から34番は、観光地として有名なつがね落しの滝のちよっと手前の下流に位置しています。所有者は長崎市に住んでいて、本日の午前中に、一緒に現場に行ってきました。お父さんが四、五年前に亡くなって実家は空き家になっています。その家の近くも山林化しているような状態です。上のほうの田んぼを見に行こうとしたのですが、道にも雑草が茂っていて断念して、遠くから確認しました。田んぼのほうも、13年前から作付けをしていないということで、山林化している状態です。非農地扱いとしても問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

18番 対象地35番ですが、先日所有者の長男さんと会う機会ありまして、お話をしました。所有者の方は全く農業をしたことがなく、この長男さんもお勤めで、もう農業はしませんとはっきり言われました。現況

は荒れた状態で、広さもあまりなく非農地扱いでも問題ないと確認してまいりました。よろしくお願ひします。

1 5 番 対象地の 36 番ですが、この場所は先ほどの議案第 38 号のすぐ近くにあります。先ほど説明があつたように、もう原野化しています。勾配も結構きつくて、農地としてはどうかということで非農地扱いで問題ないかと思ひます。以上です。

1 6 番 対象地 37 番ですが、畑として耕作していなくて、雑木が大きくなって茂っています。もう畑としては使えないと思ひますので、非農地扱いすることに問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

5 番 対象地の 38 番から 42 番ですが、先日地区担当の推進委員さんと現地を見に行つたんですが、ちょっと中には入つていけるような状態ではありませんでした。周りの田んぼも作つてゐる人もいません。所有者の方は、大工をしながら農業をしているんですが、そんなに広くも出来ないということと、日あたりもあまりよくありませんし、ここ数年耕作されていないということで、非農地として問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

1 1 番 対象地の 43 番から 45 番ですが、先日地区担当の推進委員さんと現地を見てきました。写真を見てもらえば分かると思ひますが、ほとんど山林化しております。30 年以上耕作していない状況ということで。私たちが見る範囲で、これは農地としては活用できないなと判断をして来ました。以上です。

議 長 ただ今、議案第 42 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よつて、議案第 42 号「非農地通知の対象とするこゝの決定について」の 1 番から 45 番について非農地通知の対象とするこゝに決定いたします。

議 長 以上で全ての議案審議は終了しました。

次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 それでは資料の 124 頁をお願いします。令和元年 9 月の農地転用許可不要案件届出になりますが、大瀬戸町多以良内郷における通路（農業用倉庫）の分となります。申請地は大瀬戸町多以良内郷字踊瀬の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。畑 162 m²を敷地として、自宅敷地の既存倉庫の通路として利用するため、擁壁工事と路面舗装を行なう内容となっています。事後報告となります。

 関係資料は 125 頁から 132 頁までで、125 頁に位置図、126 頁に付近近況図、127 頁に現況写真、128 頁に字図、129 頁に航空写真を添付しています。130 頁に被害防除計画書、131 頁に土地利用計画図、132 頁に平面図、断面図を添付しています。130 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 2.5m、最低 1.5m。被害防除措置として、土留め工事をする。擁壁を設ける。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として擁壁ブロック積を行なう。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、隣接地権者と嵩上改良工事について同意を得る。排水計画ですが、雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地転用許可不要案件届出について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

 次回総会は

 日時 令和元年 10 月 25 日(木) 午後 2 時から
 場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。
 お疲れ様でした。

令和元年 9 月 27 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人